

役員選任に関する規程

一般社団法人 日本バイアスロン連盟

第1章 総則

第1条（目的）

定款第25条第1項に基づき選任されるこの法人の理事及び監事（以下「役員」という。）に関し、役員を選任手続、資格及び選考基準を定めるため、本規程を制定する。

第2条（役員候補者の選定）

- 1 役員任期満了に伴う改選又は任期途中退任に伴う補欠選任その他役員を選任を要する場合の候補者の選考は、理事会の委嘱を受けた役員候補者選考委員会が行う。
- 2 役員候補者選考委員会の構成及び運営については、役員候補者選考委員会運営規則に規定する。
- 3 役員候補者選考委員会は、第4条乃至第6条の規定その他役員としての適性を審査し、適当と認める者（以下「役員候補者」という。）を選定する。
- 4 理事会は、前項の規定によって選定した役員候補者の役員選任議案を代議員会に提出し、代議員会の議決に際し、各役員候補者の選定理由等の説明を行う。

第3条（役員候補者の推薦）

- 1 役員及び定款第5条1項(1)の正会員としてこの法人に入会した団体（以下「加盟団体」という。）は、理事会に対し、理事会が指定する方法及び時期に従い、役員になろうとする者を推薦することができる。
- 2 前項の規定により役員になろうとする者の推薦を行う場合は、あらかじめ、その推薦及び役員就任について被推薦者の承諾を得なければならない。
- 3 役員候補者選考委員会は、前2項により推薦された者を前条2項の規定に従い役員候補者として選定することができる。

第4条（選考基準）

- 1 役員は、加盟団体の理事若しくは監事又は有識者その他バイアスロン競技の普及・発展に寄与する資質及び能力を有する者とする。
- 2 役員候補者選考委員会は、役員候補者の選定にあたり、その者の資格、経歴及び業績を総合的に勘案する。
- 3 加盟団体の理事又は監事を役員候補者とする場合、役員候補者選考委員会は、次の各号に定める事項をすべて満たす者を役員候補者として選定しなければならない。ただし、監事候補者については、次の各号に定める事項を勘案して役員候補者に選定することができる。
 - (1) この法人の個人正会員であること

- (2) 正会員としての年会費が納付されていること
 - (3) 委員会委員である場合は、所属委員会への出席率（本人出席に限る。）が50%を超えていること
 - (4) この法人が主催する事業又は活動方針への積極的な参加又は協力が認められること
 - (5) 人格的に問題がなく、指導力、見識及び社会常識を備えていると認められること
 - (6) 加盟団体の活動、体協加盟活動又は競技の普及啓発活動への協力姿勢が認められること
- 4 役員候補者選考委員会は、前2項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を勘案して、役員候補者の選定を行う。
- (1) IBU 又はアジアバイアスロン連合（以下「ABU」という。）が主催する国際大会への選手団派遣又は派遣業務に関して、積極的に参加又は協力していること
 - (2) IBU、ABU 又は IBU が認める他の国際的なバイアスロン関連団体の活動に積極的に参画していること
 - (3) この法人の主催する事業への参加又は当該事業の運営若しくは運営事務に関する積極的な協力をしていること
 - (4) 加盟団体の運営に積極的に協力していること
 - (5) 加盟団体のスポーツ協会加盟達成、競技人口の大幅拡大、この法人の新規財源確保又は管理業務の改善等、顕著な業績が認められること

第4条（就任時の年齢制限）

理事は、就任年度開始時75歳未満の者とする。

第5条（再任制限）

理事は、連続10年を超えて在任することができない。ただし、次の各号に定める事項に該当する場合を除く。

- (1) 当該理事が国際バイアスロン連合（以下、「IBU」という。）の役職者である場合
- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期計画実現に向け当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である場合

第6条（代議員の役員就任）

代議員が役員に選任された場合、代議員は、その資格を失う。この場合、その者の属する加盟団体は、後任の代議員を推薦することができる。

附 則

- 1) この規則は、平成28年2月27日から施行する。
- 2) 平成29年7月29日改正
- 3) 令和4年10月15日改正